

平成23年度北海道総合通信局重点施策の主な用語の説明

「1 平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組」に記載した事項分

記載事項	記載事項の注釈
「地上デジタル放送推進北海道会議」	平成23年(2011年)7月24日までの地上テレビ放送のデジタル化への完全移行に向けて、北海道における地上デジタル放送の普及を円滑に推進していくため、地上デジタル放送に関係する各種団体が連携し、一体となって実施していくことを目的に平成18年6月1日に設置されました。 国、経済団体、放送事業者、地方公共団体(北海道及び全市町村)、メーカー、販売店等の関係者等により構成され、平成23年3月末現在、246団体が参加しています。
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」	「デジタル放送推進のための行動計画」(地上デジタル推進全国会議策定)を踏まえ、寒冷積雪地である北海道の地域性を考慮し、関係者の地デジ普及推進の取組及び目標等を平成21年3月31日に定めたもので、平成22年(2010年)3月30日に改定しました。 詳細は、当局ホームページ報道資料(平成22年3月30日発表)「「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」を改定」をご覧ください。 URL: http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2010/0330b.htm

「2 ICT利活用による地域活性化の推進及び安心・安全の確保」に記載した事項分

記載事項	記載事項の注釈
「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議(仮称)」	2015年度までに、ICTの徹底利活用と超高速回線の基盤整備に向けた取り組みを推進するために、国、自治体、電気通信事業者等が協力してその方策及び具体的な取り組みについて検討する推進体制を確立することとしています。 具体的には、超高速回線の整備状況の現状把握、地域の特性等を考慮したICT利活用方策の検討、ICT利活用に向けた官民連携を行います。
「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」	情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的研究資金制度。ICT分野のイノベーションを生み出すことを目指し、総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するための独創性・新規性に富む研究開発を支援する制度です。 詳細は、総務省ホームページをご覧ください。 URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html

「3 適正な電波利用環境の確保及び維持」に記載した事項分

記載事項	記載事項の注釈
「重要無線通信」	テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の生活に欠かすことのできない無線通信及び人命の安全や財産の保全に係る警察、消防・救急、航空交通管制、鉄道、電気・ガス事業等に利用されている無線通信です。
「登録検査等事業者制度」	無線局のうち、その運用が人の生命、身体の安全に直接関わる高度の公共性を有するため、総務省による定期検査の実施が必要であるものを除き、登録検査等事業者(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。)の検査を受け、当該登録検査等事業者が無線設備等が法令に適合している旨を記載した証明書、免許人が提出したときは、総務省による定期検査を省略することができる制度です。

「3 適正な電波利用環境の確保及び維持」に記載した事項分

記載事項	記載事項の注釈
「電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日～10日)」	総務省では6月1日から6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」(平成20年度までの名称は「電波利用保護旬間」と定め、正しく無線局を運用している電波利用者等を不法無線局による混信その他の妨害等から保護することを目的として全国的に周知啓発活動等を実施しています。 昨年の取組状況の詳細については、 当局ホームページ報道資料(平成22年5月28日発表) 「6月1日から10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です」 URL: http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2010/0528a.htm